

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からC会社の構内下請作業の担当となり、玉掛作業員として鋼管の移動作業に従事していた。

請求人によれば、会社の募集内容によりクレーン資格を取得できると信じ就労していたが、パイプの受け入れ作業を行っていたところ、上司から基準外の独自操作に従うよう強要されたこと、クレーンの作業電源ONでの玉掛作業をさせられたこと、クレーンが頬を掠めたこと等から、次第にやる気を失い、抑うつ状態が悪化し休業するに至ったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「抑うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会は、平成〇年〇月〇日付け「請求人の精神障害に係る業務起因性の医学的見解」（以下「専門部会見解」という。）において、請求人の申述内容及びE医師らの意見等を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとするのが妥当である旨述べている。当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて専門部会見解は妥当であり、請求人は、同月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

なお、請求人は、専門部会見解は捏造である旨主張するが、当審査会において、一件記録を精査するも、捏造の事実は確認されず、これを認めることはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）

において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、次のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月中頃、作業中に天井クレーンのフックの背が右頬をかすり、死の恐怖を感じた旨述べている。

この点、Fは、要旨「請求人の顔にフックがぶつかりそうなことはあった。」と述べている。したがって、「ヒヤリハット」といわれる出来事があったことは認められるが、一件記録を精査するも、この出来事により、請求人は負傷しておらず、また、請求人が死を予感したとまでは推測することができない。

もっとも、本件フックは、重量物を吊り上げる能力を有するクレーンのフックであり、一定以上のスピードで人に衝突した場合、相当の負傷をもたらしかねないことは認められるところであり、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するとしてみると、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

イ 請求人は、アの出来事に関連して、「今回のヒヤリハットの原因は、安全管理義務違反を強要していたためであり、操作電源をオフにせず、作業を強要されたことは安全衛生法違反の何物でもない。」と述べている。

この点、Fは、仕事の効率を考えてスイッチを切らずに作業をしていたこともあった旨述べているところ、確かに、クレーン運転作業の安全基準等が一部の作業員に徹底されていなかった事実が一時期あったことが認められるが、会社は報告を受け、速やかに指導、是正していることが認められる。

当審査会としては、請求人の申述を含む一件記録を精査するも、請求人が作業基準書を無視した作業を命じられた、あるいは強要されたとする事実は確認できないところ、請求人の申述を踏まえ、認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」

であると判断する。

ウ 請求人は、アの出来事以降の職場関係について、Fから、請求人には全く働く意欲を感じない、横行をかけて請求人の指を潰してやる等と言われ、度重なる執拗な嫌がらせを受けた旨述べている。

この点、Fは、要旨「請求人は、製品に対する不規則な動きがあり、忠告も含めて『そんなことじゃ指がつぶれるぞ』という言い方をしてしまった。請求人は何度も同じ行為をしていたので、その都度注意をしており、クレーンの上からなので怒鳴っていると思われたかもしれない。」と述べているところ、請求人の上司や同僚の申述によれば、Fは、騒音のある現場において、危険行為に対しては請求人に限らず大声で厳しく注意を行っていたことが認められる。

上記各申述を踏まえると、確かに、Fの発言には、一部に誤解を生むような表現があったものと思われるが、その言動は、クレーン作業現場での危険を回避するために必要な行為といえるものであり、これにより請求人が不快感を覚えたとしても、業務指導の範囲内である指導・叱責にとどまるものとみるのが相当である。そうすると、上記出来事は、認定基準別表1の具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価することが妥当であり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 請求人には、本件疾病発病1か月前から2か月前にかけて時間外労働時間が20時間以上増加していることが認められるところ、認定基準別表1の具体的な出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるも、増加後の時間外労働時間は45時間をわずかに超える程度であり、仕事内容に大きな変化もないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 以上を踏まえると、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価「中」である出来事が1つ、「弱」である出来事が複数認められるが、その心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないと判断され、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 請求人は、クレーンの国家試験を受ける条件として、Gから、3つの条件を提示され、嫌がらせを受けた旨主張しているが、これは本件疾病発病後の出来

事であり、評価の対象とはならない。

(6) 請求人は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第46条の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付け「審理のための処分の申立書」を当審査会に提出しているが、一件記録及び本件公開審理をもって審査は可能であり、当該申立ては採用しない。

(7) そのほか、請求人は、行政に対する不満等を縷々主張するが、本件で審査の対象とするのは、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるか否かであることから、同主張は、当審査会の本件審査の対象とするところではない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。